

○久留米市指名停止等措置要綱

平成6年8月1日

庁達第6号

(趣旨)

第1条 久留米市が発注する工事又は製造の請負、業務委託、物品購入等（以下「市発注工事等」という。）に関して行う指名停止等の措置については、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者……久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第16条第3項の有資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 代表役員等……個人経営の場合にあっては本人を、会社その他の法人にあっては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員をいう。
- (3) 一般役員等……代表役員等以外の役員及び支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。
- (4) 使用人……代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。
- (5) 一般工事等……市発注工事等以外の工事又は製造の請負、業務委託、物品購入等をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格者が別表その1からその3までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、それらの表の期間の欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者を指名競争入札への参加者として指名する手続をしてはならない。
- 3 市長は、指名停止を行った場合において、当該有資格者を既に指名競争入札の参加者として指名しているときは、指名取消通知書（様式第1号）により当該指名を取り消すものとし、既に指名競争入札の入札が行われ、当該有資格者が落札をしているときは、契約を締結するまでの間は、落札取消通知書（様式第1号の2）により当該落

札を取り消すことができる。

（下請負人に対する指名停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（共同企業体の構成員に対する指名停止）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止）

第6条 市長は、前3条の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の加重）

第7条 有資格者が一つの事案により別表その1からその3までの各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表その1各号又は別表その2各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

3 前項の場合を除き、有資格者が別表その2第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表その1からその3までの各号及び第1項に規定する長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

（指名停止期間の短縮）

第8条 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表その1からその3までの各号及び前条第1項から第3項までに規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

（指名停止期間の変更）

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表その1からその3までの各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止の解除）

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者に対する指名停止を解除するものとする。

（委員会への諮問）

第11条 市長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、前条の規定により指名停止を解除し、又は第15条ただし書の規定により下請負人等の承諾をしようとするときは、久留米市資格審査等委員会要綱（平成27年3月23日決裁。以下「委員会要綱」という。）に規定する資格審査等委員会（以下「委員会」という。）に諮り、決定するものとする。

- 2 緊急を要するもの又は指名停止措置を行う基準若しくは指名停止期間について別に具体的な定めがあるものは、委員会要綱第4条第1項ただし書の規定を適用する。
- 3 第1項又は第2項の規定による決定があったときは、契約監理担当部長は、遅滞なくその旨を関係部局長に通知しなければならない。

（指名停止の通知）

第12条 市長は、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第2号）により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第3号）により、第10条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第4号）により、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市発注工事等に関するものであるときは、当該有資格者から、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（事故等の報告）

第13条 市発注工事等の施工部局の所属長等は、その所管する市発注工事等に関し、別表その1からその3までの各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故等報告書（様式第5号）により契約監理担当部長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第14条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

（下請負人等の承諾の禁止）

第15条 市長は、指名停止期間中の有資格者が市発注工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、資材、原材料等を納入し、又は保証人となることを承諾してはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第16条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

附 則（平成 9 年庁達第 7 号）

この庁達は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年庁達第 2 号）

この庁達は、平成 1 0 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年庁達第 1 号）

この要綱は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年庁達第 2 号）

この要綱は、平成 1 9 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年庁達第 6 号）

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年庁達第 7 号）

この庁達は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年庁達第 2 号）

この庁達は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年庁達第 4 号）

（施行期日）

- 1 この庁達は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の久留米市指名停止等措置要綱別表その 2 各号の規定は、この庁達の施行の日以後に生じた事案について適用し、同日前に生じた事案については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 8 年庁達第 2 号）

この庁達は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年庁達第 1 号）

この庁達は、平成 2 9 年 2 月 1 3 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日庁達第 5 号）

この庁達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この庁達は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。ただし、別表その１の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この庁達による改正後の別表その２第９号及び別表その３第４号の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 この庁達による改正後の別表その１の規定は、令和７年４月１日以後に生じた事案について適用し、同日前に生じた事案については、なお従前の例による。

別表その１

事故等に基づく措置基準（第３条―第９条関係）

措置要件	期間
（虚偽記載） (1) 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき（久留米市競争入札参加者資格審査要領第６条第１項の規定により入札参加資格を取り消す場合を除く。）。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内
（過失による粗雑工事等） (2) 市発注工事等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 (3) 一般工事等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月以上６か月以内 当該認定をした日から１か月以上３か月以内
（契約違反） (4) 次のいずれかに該当し、契約の相手方として不	

適当であると認められるとき。 ア 市発注工事等のうち、契約金額30万円以下の製造の請負又は物品購入の履行に当たり、履行遅滞が認められるとき。 イ 第2号及びアに掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反したとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内 当該認定をした日から1か月以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (5) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (6) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内 当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (8) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上4か月以内 当該認定をした日から1か月以上2か月以内

別表その2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条―第9条関係）

措置要件	期間
(贈賄)	

(1) 有資格者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、本市の職員（特別職を含む。次号において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 有資格者の代表役員等、一般役員等又は使用人が、国、本市以外の地方公共団体その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 24 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 18 か月以内
（独占禁止法違反行為） (3) 市発注工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (4) 一般工事等に関して、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （公契約関係競売等妨害又は談合） (5) 市発注工事等に関して、有資格者の代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。ただし、別表その 3 第 4 号に該当する場合を除く。以下同じ。）又は談合（刑法 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (6) 一般工事等に関して、有資格者の代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで	当該認定をした日から 18 か月以上 24 か月以内 当該認定をした日から 6 か月以上 18 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 24 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 18 か月以内

公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反行為) (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為) (8) 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(9) 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別表その3

暴力団等に対する措置基準（第3条―第9条関係）

措置要件	期間
(1) 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。 イ 代表役員等、一般役員等又は事実上経営に参画している者が暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者を	当該認定をした日から36か月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで

いう。以下同じ。) となっているとき。	
(2) 削除	
(3) 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。 イ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。 ウ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 エ 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。 オ 代表役員等、一般役員等、事実上経営に参画している者又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。 カ 代表役員等、一般役員等、事実上経営に参画している者又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。	ア～オ 当該認定をした日から24か月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで カ 当該認定をした日から18か月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで
(4) 前号に規定する場合において、代表役員等、一般役員等、事実上経営に参画している者又は使用人	当該認定をした日から36か月を経過し、かつ、市発注工事等の

が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴対法、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の規定による罰金刑を宣告されたとき（前号アからカまでのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。	契約の相手方として適当と認められる状態になるまで
(5) 市発注工事等に関し、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず本市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとして福岡県警察から通知があり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4 か月

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 1 2 条関係）

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

様式第 5 号（第 1 3 条関係）